

○蒲郡市幸田町衛生組合財政状況の

公表に関する条例

（昭和四十八年十月三日  
条例 第七号）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十三条の三第一項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

第二条 財政状況には、次に掲げる事項を掲載して財政の動向及び管理者の財政方針を明示するものとする。

一 歳入歳出予算の執行状況

二 財産、地方債及び一時借入金の現在高

三 その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、必要に応じて財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、附表として添付することができ る。

第三条 財政状況は、毎年六月一日（以下「前期」という。）及び十二月一日（以下「後期」という。）にこれを公表する。

2 前期の公表においては、前年十月一日から三月三十一日まで、

後期の公表においては、四月一日から九月三十日までの期間における前条各号の事項を掲載する。

3 天災その他避けることのできない事故により、第一項の期日に財政状況の公表ができないときは、管理者は事故の止んだときから一か月以内にその期日を定めてこれを公表しなければならない。

第四条 財政状況は蒲郡市幸田町衛生組合掲示場に掲示して公示する。

第五条 本条に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。